

## 「暮らしの文化はぐくみ事業」提案要求仕様書

### 1 契約期間

契約締結の日から平成32年3月29日（日）まで

### 2 委託料上限額

金1,500,000円（税込※）

※平成31年10月以降の消費税率の改定を見込んだ金額とする。

### 3 業務の概要

「暮らしの文化はぐくみ事業」に係る以下の業務を行うこと。

- (1) 「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定した「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」をはじめとした暮らしの文化を親子で体験するとともに、当該文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができるイベントを実施すること（小・中学校の夏季休暇期間のうち1日で実施）。
- (2) イベントの企画及び実施に係る工程管理に関すること。
- (3) イベント会場の確保及び設営に関すること。
- (4) イベントを周知する広報媒体を作成する場合やイベントに使用する印刷物を作成する際の、デザイン、レイアウト、イラストレーション、写真等の作成に関すること。
- (5) イベントを周知するための広報媒体を作成する際やイベントに使用する配布物、提示物を使用する際に必要な撮影許可及び出演交渉等を含む撮影に関すること。
- (6) ホームページやSNS等に掲載用の電磁氣的記録データの作成及び発信に関すること。
- (7) その他当該事業に係る業務

### 4 事業の条件

各取組については、以下のような条件を付す。

- (1) 制作する広報媒体や印刷物については、暮らしの文化及び無形文化遺産の魅力を初めて見る方にもわかりやすく、動画をはじめ静止画やイラスト・文書なども用いるものであること。
- (2) 実施に当たっては、生活文化の指導者等の協力を得て、市内の多くの小・中学生が一度に複数の暮らしの文化及び無形文化遺産の魅力を体験できる機会の提供とすること。
- (3) 京都の無形文化遺産の伝統が感じられるものであること。

### 5 成果物について

イベント実施後速やかに、イベント内容、参加者へのアンケート結果、今後の課題等をまとめた実施報告書を提出すること。

### 6 著作権等について

- (1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。ただし、受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、事前に京都市に確認し、承認を得ること。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

### 7 その他

- (1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと。
- (2) 業務の進捗状況については、随時、当課に報告し、指示を受けること。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課と協議し、その決定に従うものとする。

(以上)